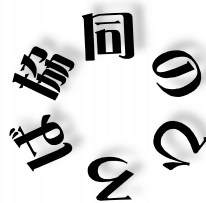


# 介護と外国人労働者

Care services and migration workers

玄幡真美（日本労働者協同組合連合会 国際担当）



はじめに

外国人登録者数の現状

なぜ国際労働力移動が起きるのか

日本政府の基本的方針

日本政府とフィリピンの自由貿易協定

ヘルパーの担い手不足—その背景

労協や高齢協の現場での事例から

自由貿易協定どんな影響が考えられるのか

問題点と課題

はじめに

2004年、フィリピンと合意した自由貿易協定により介護士の受け入れが正式に決定された。2000年に介護保険が制定され、各種の協同組合が介護事業に取り組んでいるが、超高齢化社会と言われヘルパーの確保が急務となっている。一方、将来のヘルパー不足に鑑み、外国人の介護労働者に期待する声も少くない。

外国人労働者問題は古い歴史がある。周知のようにアメリカやカナダは移民国家である。今日、日本は外国人労働者の受け入れ国となっているが、かつてはブラジルやアメリカへ移住を進める送り出し国であった。ILO（国際労働機関）は長くから外国人労働者問題に取り組んできたが、近年のグローバル化による新しい国際的な労働移動に対処するため2004年第92回総会「第6議題」の一般討議で、移民労働者問題を取り上げている。

移民による労働力確保の問題は、多方面に影響が広がり政策と現況の乖離が大きい分野である。この小論文で全体の問題点を提起することはできないが、国際労働移動の今日的背景、国際労働力移動の現状、フィリピンの労働者の受け入れ内容、それがどのような影響をわが国の介護や地域住民に及ぼす可能性があるのか検討してみよう。

外国人登録者数の現状

現在、わが国に在住する外国人はどれくらいだろうか。『在留外国人統計』（法務省、平成16年版）によれば2004年、在留資格のある外国人登録者総数は1,915,000人。国籍をみると韓国・朝鮮籍の外国人がもっとも多く613,800（32.1%）、ついで中国人の462,400（24.1%）、ブラジル人が274,700（14.3%）、フィリピン人は185,200（9.7%）で、フィリピン人は日本で4番目に多い外国

表1 国籍(出身地)別外国人登録者数の推移

(各年末現在)

国籍 (出身地)	平成6年 (1994)	平成7年 (1995)	平成8年 (1996)	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)
総数	1,354,011	1,362,371	1,415,136	1,482,707	1,512,113	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030
韓国・朝鮮	676,793	666,376	657,159	645,373	638,828	636,548	635,269	632,405	625,422	613,791
構成比(%)	50	48.9	46.4	43.5	42.2	40.9	37.7	35.6	33.8	32.1
中国	218,585	222,991	234,264	252,164	272,230	294,201	335,575	381,225	424,282	462,396
構成比(%)	16.1	16.4	16.6	17	18	18.9	19.9	21.4	22.9	24.1
ブラジル	159,619	176,440	201,795	233,254	222,217	224,299	254,394	265,962	268,332	274,700
構成比(%)	11.8	13	14.3	15.7	14.7	14.4	15.1	15	14.5	14.3
フィリピン	85,968	74,297	84,509	93,265	105,308	115,685	144,871	156,667	169,359	185,237
構成比(%)	6.4	5.5	6	6.3	7	7.4	8.6	8.8	9.1	9.7
ペルー	35,382	36,269	37,099	40,394	41,317	42,773	46,171	50,052	51,772	53,649
構成比(%)	2.6	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8
米国	43,320	43,198	44,168	43,690	42,774	42,802	44,856	43,244	47,970	47,836
構成比(%)	3.2	3.2	3.1	3	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.5
その他	134,344	142,800	156,142	174,567	189,442	199,805	225,308	245,907	264,621	277,421
構成比(%)	9.9	10.5	11	11.8	12.6	12.9	13.4	13.8	14.3	14.5

出所 入管協会『在留外国人統計』(平成16年版)p.8。出典『大原社会問題研究所雑誌』No.557、2005年16頁。

人となっている(経年変化については表1を参照)。日本は地理的・歴史的に韓国・朝鮮、中国とつながりが深く、またブラジルへの移民の歴史があり、こうした国々からの登録者数が多いことは当然である。

しかし、最近注目されるのは、フィリピン籍の登録者が増えていることである。その在留資格でもっとも多いのは興行の50,539人(27.3%)、日本人の配偶者の44,366人(24.0%)、永住者の39,733人(21.4%)となっ

表2 東アジア諸国における自国民以外のアジア人労働者数、2000年頃

労働に従事している国	当局の許可を得ている + 労働許可なし ストック推計 (単位:千人)	労働力に占める 外国人の割合 (%)	主な出身国
マレーシア	1,050	10.9	インドネシア、フィリピン、タイ、バングラデシュ
タイ	665	1.9	ミャンマー、ラオス、バングラデシュ、インド
シンガポール	607	27.7	インドネシア、マレーシア、中国、フィリピン、タイ
ブルネイ	80		インドネシア、マレーシア、フィリピン
香港(中国)	310	9.2	フィリピン、タイ
中国	60		香港(中国)、日本
台湾(中国)	383	4	タイ、フィリピン、インドネシア
日本	900	1.1	韓国、中国、フィリピン、タイ
韓国	386	1.7	中国、フィリピン
オーストラリア <sup>1</sup>	158		中国、ベトナム、東南アジア、インド

註:

1 オーストラリア:1993年から2000年に加わったアジアからの24万2千人の永住者のうち、この表の計算に際しては、海外で生まれたオーストラリア人全ての平均労働参加率(57%)を使用し、推計した。当局は、2000年の半ばに約2万8千人のオーストラリア市民ではない人々が不法にオーストラリアに在留していたと推計している。その70%が何らかの雇用に従事しているとみなした。

2 直近の5年間から推計した。

3 マレーシア:移民労働者数は実際には1993年から1998年の間に急増したが、アジア経済危機により、その数は急速に減少した。

出所『大原社会問題研究所雑誌』No.558、2005年4頁。

表3 出身国別による目的国への移民労働者の流れの推計

	年間総労働力移動 <sup>1</sup> (単位:千人)			正味移民率 人口千人当たり 国連人口部 1995-2000			
	1980-85頃 出国者数 (千人)	労働力に 占める割 合(%)	年平均 伸び率 (%)	1995-2000頃 出国者数 (千人)	労働力に 占める割 合(%)	年平均 伸び率 (%)	1995-2000
インドネシア	36	0.06	27	390	0.4	9	-0.9
フィリピン	230	1.2	15	783	2.5	3	-2.6
タイ	62	0.2	26	193	0.6	(0.5)	-0.1
中国				202 <sup>2</sup>			-0.3
ベトナム				152			

出典：日本労働研究機構（訳注：現日本労働政策研究・研修機構）/OECD/ILOにより1994年から毎年開催されている「アジアにおける人の移動と労働市場ワークショップ」に参加している研究者のネットワークにより発表された国別報告。統計は出国前に臨時の雇用契約を政府当局に登録した労働者の記録から引用されている。数字には永住目的で外国に移住する者、働く学生は含まれない。正味移民率に関する最右の列は、国連人口部の数字を元にしており全ての種類の移民を対象にしている。

- 1 登録された海外移住者数及び目的国が報告する不法な移民の流れに関する推計を含む。
- 2 2001年の11月末時点で中国の請負企業には海外で働く46万人の従業員がいると報告されている。このストック・データから我々は年間の出国者数を9万2千人と推計している。この数に認可された海外職業紹介機関による職業紹介者数として報告されている1万人及びアジア、北米、欧州に毎年やってくる非正規中国人労働者のおおよその推定数10万人を加えた。

出所『大原社会問題研究所雑誌』No.558、2005年5頁。

ている。

### なぜ国際労働力の移動が起きるのか

2004年6月第92回ILO総会で外国人問題が取り上げられ、「グローバル経済の中の移民労働者に対する公正な取り扱いに向けて」というタイトルで討議内容がまとめられている。

ILOのマノロ・アベラ氏は日本におけるシンポジウム「21世紀の東アジア労働力移動に関する多国間対応枠組み」の中で、労働力移動の今日的な特性について次のようにいう<sup>1</sup>。2000年の国連推計によれば、約1億7500万人が出生国ないし市民権をもたない国に居住し、これは世界人口の約3%に相当する。過去10年間の世界的な純増数は、年間約6,000万人で、世界人口の増加の速度よりやや早い。世界中の移民1億7,500万人の

内、8,600万人が経済活動に従事し、内2,800万人が開発途上国の住民である。予想されることであるが、人の移動の大部分はメキシコから米国へというように近隣諸国間で起きている。例えば、メキシコ生まれの10人に1人は、米国に移住していると言われて

いる。  
どのような要因が大量移民を促進させるのだろうか。アベロ氏は

その要因として、第1に若者人口、第2に資源への人口圧力、第3に賃金所得格差、第4に運輸コストを挙げている。この条件に照らしてみても、東アジアの労働力移動はどのような特徴があるのだろうか。海外移住者の増加は、フィリピンが顕著で、労働力人口全体の増加が年間2.6%、各国への移民人口（1995-2000年78万3,000人）は労働力の1.2%に達している。これを見ると、フィリピン労働力の増加分の半分近くが国外の労働市場に吸収されていることになる。

東アジアの移民送出諸国は、農業人口が多い。そのため、この分野が他セクタの労働力となりうる労働予備軍の指標となっている。1人当たりの所得を日本と比較すると、ベトナム1.1%、インドネシア1.9%、中国2.3%、フィリピン2.2%、タイ5.3%であり賃金所得格差も明瞭である。

こうした格差をみれば、フィリピンを含

む東アジアから日本へ仕事を求めて労働者が移動することは当然と思われる。とりわけ、介護の分野では、ヘルパー不足解消に外国人労働者の雇用が期待されている。政府も、直面する少子高齢社会で労働力不足が予想されるため、「21世紀ビジョン」の中で外国人労働者の受け入れを表明している。

### 日本政府の基本的方針

政府の経済財政諮問会議の「日本21世紀ビジョン」専門調査会は、2005年4月に「日本21世紀ビジョン」新しい躍動の時代、深まるつながり・ひろがる機会を報告書にまとめた。

この報告書のなかでは、外国人労働者の積極的かつ秩序ある受け入れを行うことを謳っており、次のように課題をまとめている<sup>2</sup>。入国・就労の資格となる技能大幅に拡大、育成すべき職種についても資格を拡充し、海外での取得を可能とする。少子高齢化の中で需要が高まるとみられる職種（介護士、看護師、医師など）には積極的に就労の機会提供する。

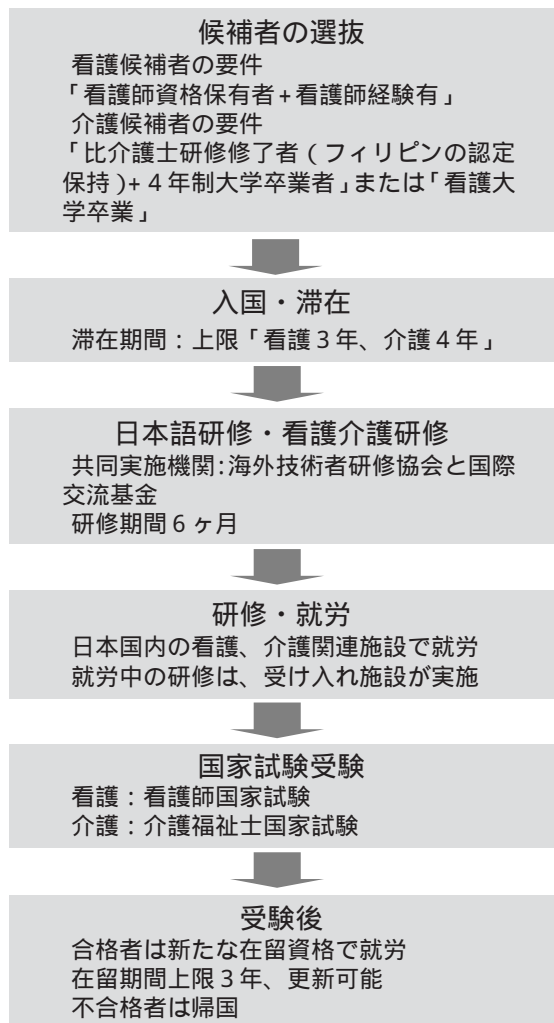
注目に値するのは、日本人労働者と同様の能力と経験などをもち同様の仕事や役割を担う外国人労働者の雇用条件において差別をしない。外国人に対し、医療保障や子どもの教育機会を確保するという内容である。

「21世紀ビジョン」で指摘されるように、介護は労働力が不足する分野とされ、この状況認識のもと、政府はフィリピンとの自由貿易協定(FTA)を結び、正式に介護労働者の受け入れを決定した。この合意内容を見てみよう。

### 日本政府とフィリピンの自由貿易協定

2005年2月、日本政府はフィリピンとの自由貿易協定(FTA)により、2006年から日本へのフィリピン人の看護師や介護福祉士の受け入れを認めることになった(フィリピンの労働者が要請されているのは、介護だけでなく看護師も含まれるが、本論では介護問題のみ論及する)。政府の合意内容は次の図1のようになっている。

図1 フィリピン人看護師受け入れの流れ



(出所) 外務省

出所 岡谷恵子『エコノミスト』、2005年3月84頁。

本年2月の厚生労働省国際課のヒヤリングによれば、国家資格をもつ専門技術者を雇用し、日本人と同等以上の労働条件、待遇をめざす。労働者が足りないので安い労働力として外国人を雇用することは避ける。一般のヘルパーについては、在宅介護を認めない。受け入れ条件は、日本語ができる人で、受け入れ数を限定（数百人程度）。トライアンドエラーで5年をめどに見直しを行なうということだが、担当者からの聞き取りでは、受け入れにやや躊躇しているという感触であった。現在の進捗状況は、日比の間で受け入れ人数枠の設定などをめぐる詰め協議が難航しているようである。（『朝日新聞』、2005年7月30日）

### ヘルパーの担い手不足—その背景

「日本21世紀ビジョン」の中で少子高齢化の中で需要が高まるとみられる介護士についてヘルパーの担い手不足のため、積極的に就労の機会を提供していくという背景には、賃金問題があると言われている。

『朝日新聞』の「介護の仕事担うのはだれ」（2005年5月22日）からこの問題を探ってみよう。訪問介護サービスの利用者は現在115万人だが、20年後には2025年156万人増加する。いまのサービス水準を維持すると2025年には47万人のヘルパーが必要となり、少子高齢化で担い手が不足する。

試算によれば、常勤職員は現在8万人、20年後には1万人増加するが、差し引き38万人（ $47 - 9 = 38$ ）の担い手をパートタイムのヘルパーで確保すると、現在26万人のパートを12万人増やす必要がある。こうした担い手不足は低い給与が原因であり、そ

れは事業者収入が税金や保険料から支払われる介護報酬が基本となっており、独自で賃金を上げる余地は限られているにあるという。

パートの時給を上げるとすると、その費用を誰が負担するのか。試算では人手不足解消に必要な額を91億2千万円とし、全額利用者が支払ったとすると負担増は月額5835円にある。そこでもう1つの選択肢として、外国人労働者の受け入れが指摘されている。しかし、その受け入れで日本人の仕事が奪われたり、賃金が上がらなかつたりするのではないかという慎重論もあると書かれている。

### 労協や高齢協の現場での事例から

#### 東京高齢者生活協同組合の事例

流通関連の協同組合関連の現場では、外国人の労働者が働いていると言われている。東京高齢協の事業所でもヘルパー講座にフィリピン人が受講している。応募してきた時は日本名だったが、受講したのはフィリピン人が2名（一人は日本人と結婚）、台湾人が1名。2人のフィリピン人の内、一人の受講生は永住居住権をもつがコミュニケーションに問題があり、わからないことを聞きなおしたりするような応用力があまりない。また日本語はカタカナしか書けない。

実習を受け入れたディケアセンターの所長は、受講生が利用者さんに少なれなれしいので注意をしたとのことである。「戦力として考えるなら、この人を育てるには1年ないしそれ以上の訓練が必要である。すぐにどこかで働くということはむずかしいの



ではないか」とのコメントを寄せている。

講座の担当者は、受講生が外国人の場合、「今後は事前面接を行っていく」という。ただ結論として関係者は、「まじめに仕事をし、日本語が話せて書ければ外国人でも雇っていく。地元のスーパーでもフィリピン人が働いており、トロトロ働いている人より、安くて元気で働いている外国人であればヘルパーとして採用することには問題がない」「彼女たちは本国に送金しており、仕事を大事にしている」との感想を漏らしていた。

ヘルパーの必要数は、全国で42万人。介護の必要な高齢者が増えており、先に紹介した記事にある通り、いまの賃金ではヘルパーが不足するのは明らかである。例えば、東京・葛飾区でもヘルパーは600人必要であるが、現在は500人しかいない。この事業所長からは、資格をもっている人をもっと活用していくとともに、「外国人採用に対して、各福祉事業所が受け入れられるようにするため、どういうハンディーを克服すればいいのか労働者協同組合としての方針が必要なのではないか」という意見が寄せられている。

ついで生活協同組合北海道高齢者道南地域センターの事例を紹介しよう（森野重雄事務局長ヒヤリング）。

フィリピンの受講生、Mさん33歳、10人兄弟。離婚し子供が2人（小学校1年と4年生。フィリピン国籍だが永住権を持っている。母子家庭のため生活扶助が支給（子どもを育てるための生活支援）されている。

本年5月14日から7月30日までヘルパー講座を受講した。Mさんも、ひらがなとカタ

カナしか書けない。受講中、グループ・ホーム（社会福祉法人）で介護の仕事で2日間の実習を行った。性格がとて素晴らしいということで、事業所から推薦され所長と話し合い、講座修了後無償ボランティアとして働き、日本語と介護実務の習得を行うことが了解された。職員もそのことを納得しているとのことである。

Mさんからのヒヤリングでも、「介護の仕事がやれるようにがんばりたい」という積極的な姿勢が伺えた。道南支部の森野氏は次のようにいう。講座の申し込み時、「日本で永住する。フィリピン人であることを講座で他の受講生達に言うことは何でもありません」と本人が了承した。こうした彼女の前向きな姿勢を感じ、かつてのアイヌ差別の問題から、まず本人がオープンにすることから差別問題を解消していく必要を森野氏は強調し、講師にも彼女がフィリピン人であることを伝えたとのことである。ところが講師の息子さんがフィリピンで仕事に携わった経験があり、講師も授業中にフィリピンの話をしたりして、受講生もフィリピンの問題に関心を寄せ、Mさんに対して好意的である。

「介護ヘルパーが人手不足になる。外国人を受け入れないという偏狭な考えは、地域づくりの一環として克服する必要がある。高齢協の使命は、介護事業で収益をあげる利益至上主義が目的ではなく、人を育てるのが本来の目的である。どうやって（外国人を含め）人を育てるのがケアの中身として問われてくる」と森野氏は外国人労働者問題を締めくくる。

自由貿易協定でどんな影響が考えられるのか

看護師や介護福祉士の受け入れには多くの問題が挙げられる。わが国の雇用問題ではフリーターやニートといわれる若者の失業対策や職業訓練がまず第1の課題と思われる。もし、介護の分野で人手不足が予想されるなら、若者の活用を検討するのが当面重要な取り組みであり、外国人の雇用を最初に考えるのは本末転倒である。また、即戦力が必要としても、コミュニケーションや日本語力を考慮すると外国人の雇用が即戦力になるとは考えられない。

第2に、ヘルパー不足というが、ヘルパーの二級講座を受講し現在働いていない人の活用があまり考えられていない。また、ヘルパー不足の背景として考えられているヘルパーの低い報酬をどう引き上げていくかという大きな課題がある。

第3に、ことばの問題である。海外で働く場合、その国のことばや文化にどう馴染むのかがもっとも重要な点である。自由貿易協定では6ヶ月間の日本語研修が言われているが、微妙なコミュニケーションが必要な高齢者の介護や看護の分野で、意思疎通が半年間で十分できるとは思えない。また、介護や医療ミスが起こった場合の責任は誰が取るのだろうか。(本人、介護施設、厚生労働省・外務省のいずれの責任になるのだろうか)

第4に、移民労働者の資格取得後は、在留期間の上限が3年であるが更新回数の制限がなくなる。「一生いるわけではないだろう」と厚労省の担当官が話していたが、賃金が高い日本に家族を呼び寄せることが考えら

れ、そうなると移民の家族への保育所、学校、医療、保険、年金、福祉などの問題が地域で起こることが予想される。今回の「協定」では、そのことに対しどのような方策が考慮されているのか明確ではない。また、一度移民労働者を受け入れたあとは、同一労働同一賃金や、国内の労働者と同じ労働基準を適用する必要がある。だが、国内では非正規雇用が増大し、その非正社員の雇用条件も十分守られていないのに、外国人に公正な労働基準が守られるのだろうか。

第92回ILO総会労働者移民委員会報告(2004年)によれば、ILOの移民に関する第97号条約(移民労働者改正条約)の批准国は42カ国、同143号条約(移民労働者補足規定条約)批准国は18カ国。だが、日本は両条約を批准していない。わが国が移民政策を今後推進していくならば、ILO条約に積極的に取り組み必要がある<sup>3)</sup>。

以上はわが国への雇用労働対策や地域社会への影響である。一方、NHKで放映された「医師がいなくなるーフィリピン看護師出稼ぎの陰で」(本年4月9日)のように、看護師や介護士が海外へ流出し(2001年以降年間約1万人の看護師が流出)<sup>4)</sup>、経験の浅い若い看護師が多くなり、必要な医療が受けられないというように、フィリピン国内でも医療・福祉分野での専門家不足が指摘されている。フィリピンの医療危機を克服する上で、労働条件や賃金の向上は不可欠の課題であり、日本はこの点でこそもっと支援をしていくことが肝要である。

## 問題点と課題

先に引用したアベラ氏は移民が、諸国民

の格差と不均衡により引き起こされ、その格差はグローバル化により拡大している、と言っている。また、移民の管理については移民プロセスの商業化、インフォーマルな雇用形態の増加、非正規移民が急速に増え（現在移民労働者のうちの15%）、適切な管理はできていない。その結果、外国人保護制度が危機に陥り、その最もしわ寄せは若い女性が受けており、人身取り引きの脅威がある<sup>5</sup>。移民政策は異なる利害関係と目的のバランスが必要であり、労働力不足をどう補うかという問題と、同時に受け入れた外国人労働者には、自国民の労働者と同等の賃金を受け取ることができるようにする必要がある。

重要なことは、必要な時に移民を受け入れ不要になったら帰国させればよい、という前提に基づいた移民政策は必ず失敗するという指摘である。その理由としてスイスの作家マックス・フリシュの「労働力を流入させたが、入ってきたのは人間だった」をアベラ氏は引用する。失敗例として彼は、ドイツのゲストワーカー・プログラム（経済循環にきめ細かくあわせて移民コントロール可能 非現実的な期待に起因）を挙げている<sup>6</sup>。

2004年ILO総会の移民の効果的な管理に関する結論は次の通りである。

- 1 権利ベースのアプローチのための非拘束的なILO多国間枠組みの開発
- 2 移民労働者の処遇 政労使による本格的取り組み
- 3 移民労働者政策の立案・実施能力の向上
- 4 権利ベースの移民管理のための各国間協力体制

## 5 多国間の対話のための政労使プラットフォーム確立

「移民管理は可能か」というILOの提起は古くて新しいテーマである。本年7月ロンドンで起きた爆破テロ事件、10月末警察に追われたアフリカ系少年の感電死をきっかけとするパリ郊外での暴動は、移民の既存社会への不満を示している<sup>7</sup>。一方、フランスやオランダのEU憲法採択をめぐる「ノン」の答えには、失業やヨーロッパにおけるトルコ系移民などに対する市民の複雑な感情が反映されたものと言われている。またNAFTA（ナフタ、北米自由貿易協定）に反対する米国労働者の反応をみても、移民政策をめぐっては長い歴史をもつ欧米でも明快な解決策をもっていない。

難民の受け入れだけでなく、もし外国人労働者が必要ならどのように彼らの文化を受け入れ、違いを統合していくような多文化主義をつくることができるのか。この点でディビッド・リーフの「多文化主義<sup>8</sup>の夢は終わった」（インターナショナル・ヘラルド・トリビューン）という次のような記事は示唆に富む<sup>9</sup>。

「ヨーロッパの多文化主義の幻想（その消滅は全ヨーロッパでもっともリベラルと自己規定しているオランダで痛烈に見られることができるのだが）は、やがてはイスラムや他の移民が彼らの新しい国の価値を最終的に受け入れるだろうというものだった。この理想が、グループのアイデンティティーが維持されるべきであるという他の主要な仮説と、どのように共存すると考えられていたのかは一向に明らかではない。

しかし、いままでのところ、こうした疑問は、はなはだ非現実的になっている。多



文化主義のヨーロッパ的理想は、すべてが同時におきる善良な願望と自己満足において、もはや維持されえない。多くの欧州人はそれを知っている。だが、彼らが知らないことは、次に何が起きるかなのだ――

『万人の万人に対する戦い』<sup>10</sup> になることから西欧の多文化主義の現実をどのように守るか。それを見つけ出すことは、ヨーロッパ大陸が直面している挑戦である。それは比較において他のすべての問題を瑣末なものに見させるものである」。

リーフが言うように、移民対策の長い歴史をもつ欧州においてさえ、多文化主義を創りあげるとは至難のわざである。

わが国で外国人を受け入れてきた歴史はまだ長くない。しかし、高齢協の事業所で永住権をもつフィリピンとはいえ彼女たちがヘルパーとして働きつつある。この経験の積み重ねが排除ではなく社会的抱合の一步を創っていくことになるのだろうか。

外国人とともに働き、共にくらす環境づくり。それには異なる文化を認める、他者を受け入れるというわたし達のあまり得意でない作業や模索が長く続くことは確かである。

(注)

- <sup>1</sup> マノロ・アベラ、田村優子・川井孝子訳「21世紀の東アジア労働力に関する多国間対応枠組み」『大原社会問題研究所雑誌』No.558、2005年5月、2-7頁参照。
- <sup>2</sup> 「日本21世紀ビジョン」専門調査会「日本21世紀ビジョン - 専門調査会報告書新しい新しい躍動の時代 深まるつながり・ひろがる機会 - 」、平成17年4月、22頁。
- <sup>3</sup> 森廣正「ILOにおける移民労働者問題の討議と日本」、前掲『大原社会問題研究所雑誌』20頁参照。
- <sup>4</sup> 「比で看護師流出急増、年1万人国内から悲鳴」『朝日新聞』、2005年9月27日。
- <sup>5</sup> 前掲「21世紀の東アジア労働力に関する多国間対応枠組み」、7頁。
- <sup>6</sup> *Ibid.*, 9頁。
- <sup>7</sup> 「移民社会の不满爆発、住民、破壊に息潜め」『朝日新聞』、2005年11月7日。
- <sup>8</sup> 多文化主義とは多様な文化、言語を認め、より包括的な社会をめざしていこうという主張や主義。英語とフランス語と公用語とするカナダでは、1988年『カナダ多文化主義法』が制定されている。出所([www.canadanet.or.jp/about/multiculture.shtml](http://www.canadanet.or.jp/about/multiculture.shtml))による。
- <sup>9</sup> David Rieff, “The Dream of multiculturalism is over,” *International Herald Tribune*, Aug23, 2005.
- <sup>10</sup> トーマス・ホッブスのことば。ホッブスは『リヴァイアサン』で、社会を万人が万人に対する闘争状態にあると特徴づけている。彼は人間心理を考察し、人間は自然権を持っているが、自然状態のまま置いておけば「万人の万人に対する闘争状態」を招かざるをえないため、社会契約を結ぶ必要があると説いた。  
藤原保信『藤原保信著作集 第10巻公共性の再構築に向けて』新評論、2005年、70-71頁参照。

## Summary

Nowadays we have an immigration issue in the field of care services. The issues of migrant workers have long history. This is very complicate to find a solution as ILO discussed the sixth item on the agenda of at the ninety-second session in 2004.

The Long Term Care Insurance Law was implemented in 2000. Private companies as well as cooperatives including workers and consumer cooperatives have been developing care services for older persons. In 2004, Japan and Philippines accepted the Free Trade Agreement (FTA) with in 2006 nursing loyal retainer. Increasing the number of immigrant workers will influence on a fee of the health care worker and quality of care, etc under the FTA.

In this short paper, I would like to address the recent background of migration among Asian countries, the content of FTA, influences and problems by migrant care workers in the local communities and field cases on Philippine migrants at community welfare centers by the Older Persons' Consumer Co-operative.